

JR 三ノ宮新駅ビル及び三宮周辺地区再整備の推進にかかる連携・協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）は、JR 三ノ宮新駅ビル及び三宮周辺地区の再整備に関する事業を連携・協力して推進することに合意したため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、JR 三ノ宮新駅ビル及び三宮周辺地区の再整備の推進のため、甲が策定した「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」（平成27年9月）及び「神戸三宮「えき～まち空間」基本計画」（平成30年9月、以下「基本計画」という。）の実現を目指し、以下の内容について甲、乙及び丙が相互に協力して取り組むことを目的とする。

（1） JR 三ノ宮新駅ビル開発計画

JR 三ノ宮新駅ビル建設による各鉄道間の乗り換えや駅とまちとのつながりの円滑化による回遊性の向上、バリアフリー経路の確保、駅前広場の整備、周辺の公共空間と一体となったにぎわいの創出等

（2） 三宮周辺地区の再整備に関する事業

基本計画に掲げられている「三宮クロススクエア」等、人と公共交通優先の空間の創出、各鉄道間の乗り換えや駅とまちのつながりの円滑化による回遊性の向上やバリアフリー経路の確保、沿道建築物と一体となったにぎわいの創出、老朽化した周辺街区の機能更新等

（役割分担）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙それぞれは、役割分担のもと次に掲げる取り組みを行う。

- （1） 甲 事業実施等に必要な行政手続き及び公共施設の整備等
- （2） 乙 JR三ノ宮新駅ビル開発計画の実現
- （3） 丙 前2号の実現に向けたコーディネートによる技術の提供等の支援、及び補完的役割の実施の検討

（連携体制）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる取り組みを円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有に努めるものとする。

(秘密保持)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく取り組みにおいて相手方より知り得た情報（既に公知又は公用の情報は除く。）を法令等の要請により開示及び提供する場合を除き、相手方の承諾を得ずに他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間経過後においても効力を有するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙丙協議してこれを定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自1通を保有する。

令和3年10月5日

甲 神戸市中央区加納町六丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 大阪市北区芝田二丁目4番24号
西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 長谷川 一明

丙 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長 田中 伸和